

答 申 第 4 号
令和4年11月22日

芦屋市議会議長 松木 義昭 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第4項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年4月8日付け芦市議総第21号による下記の諮問について、以下のように
答申します。

記

「〇〇〇ハラスメント申立に関し、〇〇〇議事録」についてなされた令和4年3月
22日付け公文書存否応答拒否決定処分に対する審査請求に関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市議会事務局総務課（以下「実施機関」という。）が、令和4年3月7日付け公文書公開請求について、令和4年3月22日付けで芦市議総第868号公文書存否応答拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 事案の経過

- 1 審査請求人は、令和4年3月7日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「〇〇〇ハラスメント申立に関し、〇〇〇議事録（以下「本件請求文書」という。）」について、実施機関に公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、令和4年3月22日付けで本件請求に対して、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和4年3月28日付けで本件処分に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、令和4年3月28日付けで処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求文書は、「公文書存否応答拒否」に該当しない。被害者たる個人情報については、非開示とすれば済むことである。加えて、本件請求に係る情報の根幹が既に公になっており、情報を拒む理由は存在しない。個人情報を非開示で守りつつ、ハラスメント部分の開示を求めているものである。
- (2) 市民がハラスメントの真実、防止を検討する上で、情報公開は市民の知る権利である。
- (3) 住民自治の立場から住民が掘り下げ、考える上で情報公開は重要である。住民自治を担う市民として、考える上で議事録の公開は重要である。
- (4) 弁明書において、ハラスメント加害者を特定できる〇〇〇を明らかにしている。
- (5) 市民として、ハラスメントの事実を知り、市民が主人公の市政を願う立場から情報公開を強く求める。ハラスメント事件を曖昧にしてはならない。また、

不都合な情報を隠してはならない。請求している公文書は、不都合な内容が含まれていると思われる。

- (6) 本件請求文書については、周知の事実になっている。本件請求文書に示された〇〇〇が、〇〇〇で明確になっている。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書及び意見聴取において主張している内容は、次のように要約される。

本件請求は、ハラスメント事案に係る特定の個人からの申立があったことを前提として会議の記録の公開を求めるものである。

条例第10条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

ハラスメントを受けた者は、ハラスメントを受けたことやそのことを相談した事実については、通常、公にされることを前提としておらず、それらの情報については秘密が厳守されプライバシーが保護されることを期待するものであり、また個人の正当な権利利益等として保護されるべき非公開情報に該当する情報といえる。

本件請求は、ハラスメントに関する申立てがあったことを前提としており、本件請求に係る公文書について部分公開決定又は非公開決定を行えばハラスメントに関する申立てがあったことが明らかとなり、また、不存在決定を行えばハラスメントに関する申立てがなかったことを回答することになり、結果としてハラスメントに関する申立ての存否を明らかにし、ハラスメントに係る相談の有無等、個人の権利利益等として保護されるべき情報を公開するのと同様の効果が生じることとなる。

また、本件請求に係る公文書の有無を明らかにする決定をすると、ハラスメントに関する申立てや、ハラスメントに関する相談等の有無が明らかになり、今後ハラスメントを受けた者が相談等を行ったことが明らかになることをおそれて、相談等を躊躇することが懸念される。

そのため、本件請求に係る公文書については、条例第10条を適用し、公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する決定をした。

なお、審査請求人が言及する〇〇〇は〇〇〇である。

第5 審査会の判断

1 本件処分について

実施機関は、ハラスメントを受けたことやそのことを相談した事実に関しては、秘密が厳守されプライバシーが保護されることを期待するものであり、個人の正当な権利利益等として保護されるべき非公開情報に該当することから、その行為自体を前提としている本件請求文書が存在するか否かについて回答することができないと判断し、条例第10条の規定に基づき、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、実施機関が行った本件処分を不服とし、その取消しを求めている。そこで、以下において、本件処分の妥当性について検討することとする。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在していれば、公開決定、部分公開決定又は非公開決定を行い、公文書が存在していなければ不存在決定の処分を行う。しかしながら、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、本来非公開とすべき情報を公開することになるような場合には、公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することもまた認められている（条例第10条）。
- (2) 本市の「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」が、ハラスメントに関する相談者等の個人情報の保護を徹底し、知り得た秘密を厳守すべきことを明記しているように、一般的にハラスメントに対する相談や申立ては、当事者の権利利益を保護するために、その秘密が徹底して守られるという前提のもとで行われる。この前提が崩れることになると、相談者等の権利利益が損なわれる事態が生じるだけでなく、ハラスメントに関する相談を躊躇することになり、本市が実施するハラスメントの相談等の業務の適正な遂行にも支障を及ぼすことになる。
- (3) 本件審査請求は、〇〇〇ハラスメント申立文書に関し、〇〇〇議事録の公開を求めるものであるが、本件請求文書は、特定個人のハラスメントの申立てがあったことを前提とした内容であり、本件請求文書の存否を答えることは、特定個人がパワーハラスメントを受けたという事実の有無及び申立文書を提出したという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになり、条例第7条第1号本文に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、公にすることにより、なお個人の権利利益

を不当に害するおそれがあるもの」を開示することになる。

また、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が条例第10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件処分は妥当である。

なお、審査請求人は、本件請求文書に係る申立文書に示された〇〇〇が、〇〇〇で明確になっていると主張するが、〇〇〇を確認したところ、〇〇〇ハラスメント申立文書に関しては、その存在を確認させるような記述を認めることはできなかった。

3 結論

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年4月8日	諮問書の受理
令和4年4月13日	第1回審議 実施機関意見聴取
令和4年6月28日	第2回審議 審査請求人意見陳述
令和4年9月21日	第3回審議
令和4年10月27日	第4回審議
令和4年11月22日	第5回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学名誉教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科教授	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	